

資料 3 【原案】

28 西都都第 一 号
平成 28 年 一 月 一 日

大和ハウス工業株式会社 東京本店
取締役専務執行役員本店長 芳井 敬一 殿

西東京市長 丸山 浩一

土地利用構想に関する指導及び助言について

西東京市人にやさしいまちづくり条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 7 月 26 日付けで貴社から届出のあった、土地利用構想届出書に対して、同条例第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会の意見を踏まえ、次のとおり指導及び助言します。

(届出の内容)	
届 出 日	平成 28 年 7 月 26 日
事 業 者	東京都千代田区飯田橋 3 丁目 13 番 1 号 大和ハウス工業株式会社 東京支店 取締役専務執行役員本店長 芳井 敬一
開発事業の目的	共同住宅（分譲）、子育て支援施設の建設
開発区域の所在地	西東京市ひばりが丘三丁目 1616 番 20
開発区域の面積	8,674.31 m ²
(指導及び助言の内容)	
1 西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し実施計画においては、良好な自然環境や居住環境の確保及び景観に配慮するよう努められたい。	
2 建築物の色彩、公園や緑地の整備については、都市計画ひばりが丘地区地区計画の規定に基づき周辺環境等にも配慮するよう努められたい。	
3 接道部にも緑地を配置した計画とし、圧迫感の抑制に配慮した計画となるよう努められたい。	
4 開発事業を実施するにあたり事業に伴って生じる公害（西東京市環境基本条例第 2 条第 2 号に規定する公害をいう。）を防止するための措置を講じられたい。	
5 事業区域東側及び南側の歩道状空地の整備については、接続する道路との調和及び歩行者の安全対策等に配慮するよう努められたい。	
6 建設工事の車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないように対策を講じられたい。	
7 今後、計画を実施するにあたり近隣住民に対し十分な周知を行い、工事等の説明会を開催し丁寧な対応を図られたい。	